

策定年月	令和7年4月
見直し年月	令和 年 月

麦・大豆国産化プラン

産地名：甲賀市水口町酒人

（作成主体：農事組合法人 酒人ふぁ～む）

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

1) 小麦・大豆生産の現状と課題

- ① 本地域は、集落1農場方式の集落営農法人（酒人ふぁ～む）が組織され、大型機械による機械化一貫体系を確立するなど、農業の機械化と経営の合理化を推進し、水稻・小麦・大豆を中心とする土地利用型農業が展開されている。
- ② 作付面積は、小麦は19ha、大豆は種子用大豆6.5ha、一般用大豆13.6haで近年概ね横ばいからやや増加傾向で推移している。
- ③ 小麦では、ほ場の土壌条件による排水性の違い等で収量にばらつきがみられ、収量・品質が安定しない。
- ④ 大豆では、播種時に畝立てをしていないため、種子用、一般用問わず播種時期の降雨や播種精度の不足、生育期の台風の影響等で減収しており、年次により収量・品質にばらつきがみられる。
- ⑤ 種子用大豆では、紫斑病の影響による着色粒の多発等により、選別作業に多大な労力が必要になっており、高性能な色彩選別機の導入が望まれる。
- ⑥ 基本となる栽培技術の適期適正化のためには、作業の省力化、効率化が求められるため、畝立て同時播種技術、スマート農業技術の導入、高性能機械等の整備が望まれる。
- ⑦ 実需者からは安定的な数量と均一な品質が求められており、作付拡大とともに収量および品質の高位安定化が望まれている。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

2) 小麦・大豆の課題解決に向けた取組方針

- ① 水田をフル活用した2年3作（米→麦類→大豆）輪作体系の確立により、麦・大豆の団地化による作付拡大および収量・品質向上を進める。
- ② 小麦の品種については、「農林61号」から実需者ニーズの高い「びわほなみ」へ品種転換をして日が浅いため、品種の栽培特性にあった栽培技術を早急に習得する。
- ③ 大豆の品種については、多収で需要が高い「ふくゆたか」を推進する。また種子用大豆については、畝立て同時播種機や色彩選別機等を導入して収量・品質の向上を図り、面積拡大を進める。
- ④ 高性能農業機械等の整備や収量コンバイン、可変施肥などのスマート農業技術の導入により、省力・効率的で収益力の高い麦・大豆生産に取り組む。
- ⑤ 基本技術の励行により収量・品質の向上を図る。

現状値（R6）：麦類 371kg/10a、種子用大豆 45kg/10a、一般用大豆 33kg/10a。

目標（R9）：麦類 420kg/10a、種子用大豆 170kg/10a、一般用大豆 100kg/10a以上

排水対策：畝立て同時播種、サブソイラなどによる心土破碎、明きょの設置徹底等による排水向上。

土づくり：堆肥などの有機物の投入や土壌改良資材の施用による地力の向上。

適期適正播種：小麦では、適正な苗立ち数と生育量確保のための適期播種と播種量の実践。

大豆では、梅雨時期を考慮した畝立て同時播種の実施。

適正施肥：小麦では、生育期間中の栄養状態の維持と穂数確保のための施肥の実施。

大豆では、初期生育と開花期の莢数確保のための施肥の実施。

病虫害・雑草防除：小麦では、赤かび病の適期防除および耕起前から生育期の時期に応じた除草剤散布。大豆では、難防除雑草対策と、適期の病虫害防除。

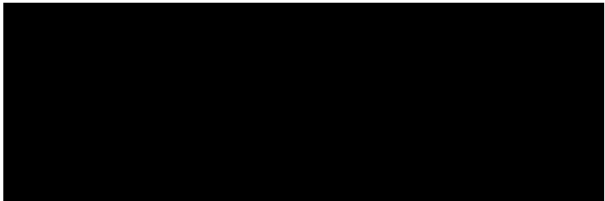
適期収穫：収穫時の適正な子実水分の確認による収穫作業で品質を確保。

2. 産地と実需者との連携方針

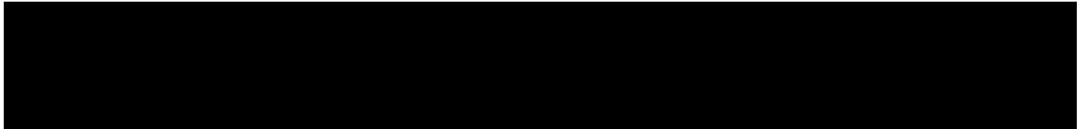
1) 販売に関する方針

- ① 実需者が求める品種について、播種前契約に基づき計画的な作付を実施する。
- ② 結び付きによる実需者への継続的な販売推進・計画販売により、安定供給に努める。
- ③ 作柄や品質など産地の状況について実需者と共有を図る。

2) 酒人と主な実需者の取扱量の現状と目標（R 9）

小麦：  現状（R 6 産）： 70.500 k g
目標（R 9 産）： 80.000 k g

大豆（種子用）：  現状（R 6 産）： 2,910 k g
目標（R 9 産）： 12,750 k g

大豆（一般用）： 
現状（R 6 産）： 4,519 k g 目標（R 9 産）： 12,600 k g

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

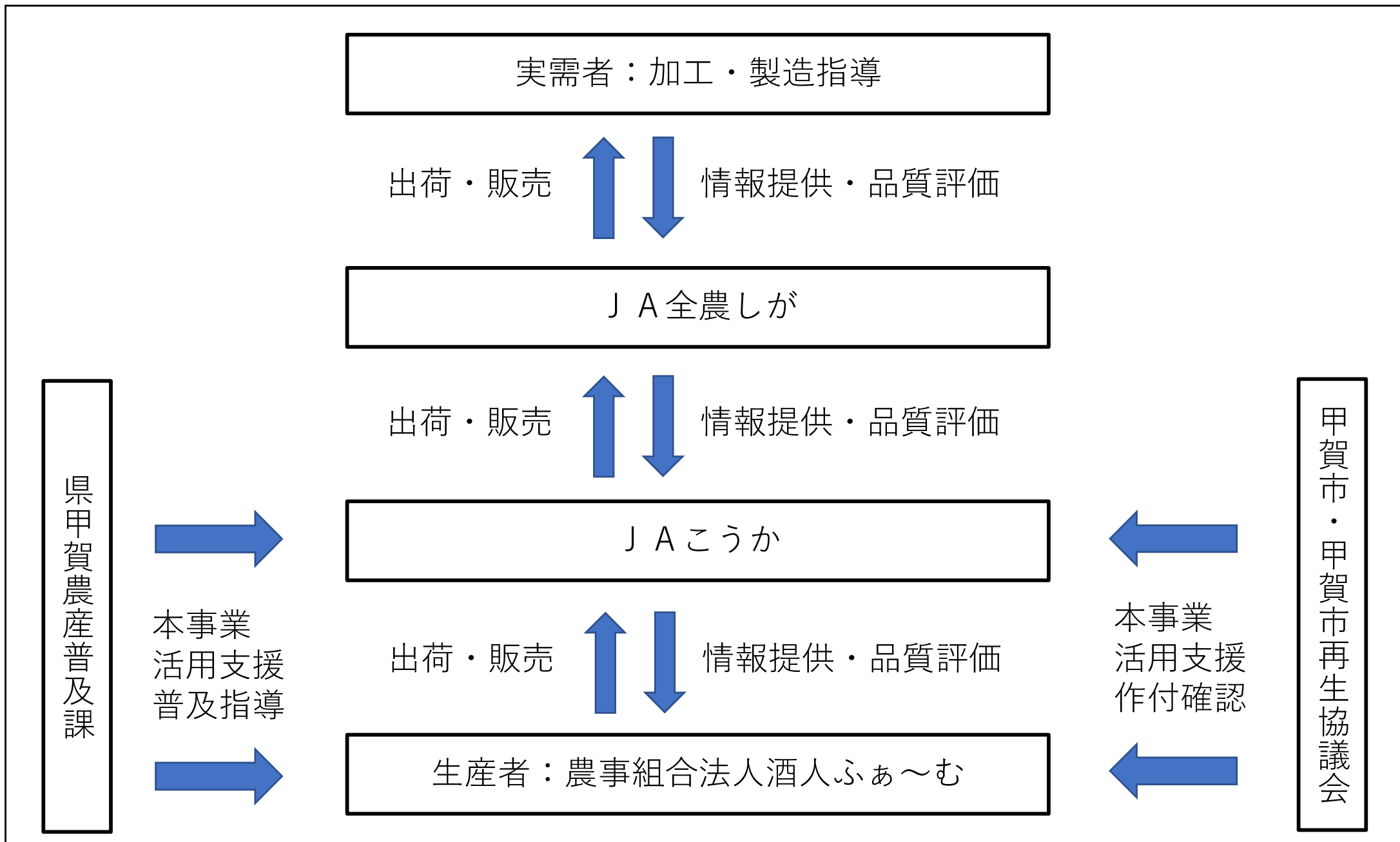
※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者（製粉会社、製パン会社、製麺会社等）とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先（最終実需者）について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割



※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。